

平成28年度 熊本市PTA協議会 団体賠償責任保険制度のご案内

【基本プラン：PTA賠償責任保険（児童・生徒賠償責任不担保特約条項等付帯）
+食バザー補償追加プラン：生産物賠償責任保険（訴訟対応費用担保特約条項等付帯）】

PTA活動中の会員の負傷事故については、熊本県PTA共済の安互コースで見舞金の制度が確立されています。しかし、PTA活動に伴う事故によりPTAに法律上の損害賠償の責任が生じた時の補償制度は熊本県PTA共済では対応されていません。

熊本市PTA協議会では、各PTAがより一層安心してPTA活動に取り組めるよう熊本県PTA共済の『P災コース』、及び『安互コース』に加え、単位PTA向け『市PTA協議会団体賠償責任保険制度』を導入しております。（追加プランとして、食中毒等の発生により単位PTAが法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対応した生産物賠償責任保険も導入しております。）

この機会に単位PTA向けの『市PTA協議会団体賠償責任保険制度』にご加入されることをお勧めいたします。

日本国内において、PTAの管理下（注1）における次の事由により被保険者であるPTA（注2）が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払します。

- ①被保険者（PTA）がPTA活動（注3）遂行（施設の所有・使用・管理を含みます）に起因して生じた偶然な事故により、保険期間中に他人の身体・生命を害したり、他人の財物を損壊（滅失、破損もしくは汚損）させたこと。
- ②被保険者が使用、管理する第三者から借用したスポーツ用具等の財物（以下、「保管物」といいます）を被保険者の構成員であるPTA会員および児童・生徒が保険期間中に損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたこと。

（注1）「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督または指導下において、「PTA活動」を行っている間をいいます。ただし、構成員であるPTA会員および児童・生徒がPTA活動に参加するための所定の場所と自宅との往復途上にある間を含みません。

（注2）「PTA」とは、父母と教師の会をいい、児童・生徒の健全な成長を図ることを目的とし、親と教師が協力して学校および家庭における教育に関し理解を深め、その教育の振興につとめ、または児童・生徒の校外における生活の指導もしくは地域における教育環境の改善・充実を図るために、PTA会員相互の学習その他必要な活動を行う団体をいいます。

（注3）「PTA活動」とは、日本国内においてPTAがその目的に添って企画・立案し主催する学習活動または実践活動であってPTA総会、または運営委員会における決定などPTA会則（名称が何であるかを問いません）に基づく正規の手続きを経て決定されたものをいいます。

【保険金お支払の対象となる主な損害の想定例】

●PTA活動中のPTAの賠償責任

(1) 対人賠償(他人の身体障害事故)

- ①PTA主催の講演会で誘導ミスにより参加者が将棋倒しになりケガ人がでた。
- ②PTA主催のスポーツ大会で案内板の設置ミスにより、案内板が突然倒れ見学者がケガをした。等

(2) 対物賠償(他人の財物損壊事故)

PTA主催のバザーにおいて、使用していた“ガスピボンベ”が使用方法の誤りにより爆発し隣接していた住宅を損壊した。等

(3) 保管物賠償(保管物(借用物)の損壊、紛失、盗取事故)

PTA主催のスポーツ大会で、第三者から借用したスポーツ用具(保管物)が盗取された。等

*PTA活動の一環として製造・販売・提供した飲食物(生産物)が原因となる賠償事故に対応するためには、生産物賠償責任保険(食バザー補償追加プラン)へのご加入が必要となります。

被保険者(補償を受けることができる方)=熊本市PTA協議会加入の各単位PTA

【お支払いする保険金とお支払い方法】

●この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金(賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要です)
 - ②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等
 - ③緊急措置費用 被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等の緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
 - ④損害防止軽減費用 被保険者が他人から損害賠償を受けることができる権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の同意を得て支出した必要または有益な費用
 - ⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用
- 保険金のお支払い方法は次のとおりです
- ・上記①の損害賠償金については、免責金額を差し引いた額に対してご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
 - ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によって削減してお支払いします。

【保険金をお支払できない主な損害】

- ①ご契約者・被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じよう、労働争議や地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ③学校管理下(部活動中も含む)等PTA管理下でない場合における賠償責任
- ④被保険者と他人との間の特別の約定により加重された賠償責任
- ⑤自動車もしくは原動機付自転車または車両(原動力がもっぱら人力によるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑥被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する賠償責任
- ⑦被保険者が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損に起因する賠償責任 等

<上記⑤⑥は対人・対物賠償責任にのみ、⑦は保管物に係る賠償責任にのみ適用されます。>

食バザー補償追加プラン

【生産物賠償責任保険の概要】

日本国内において、PTA活動で製造・販売・提供した飲食物に起因して保険期間中に他人の身体・生命を害したことにより被保険者であるPTAが法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

また、訴訟対応費用担保特約条項により被保険者(PTA)に対して損害賠償金支払いを求める訴訟が提起された場合(この生産物賠償責任保険によりお支払い対象となる事故に係る訴訟に限ります。)に被保険者がその対応のために支出した以下①～⑦に記載する、社会通念上妥当な費用(訴訟対応費用)を訴訟対応費用支払限度額の範囲内でお支払いします。

- ①被保険者の使用者の超過勤務手当または臨時雇用費用
- ②被保険者の役員または使用者の交通費または宿泊費
- ③増設コピー機のリース費用
- ④被保険者が自らまたは外部の実験機関に委託して行う事故の再現実験費用
- ⑤事故原因調査費用
- ⑥意見書・鑑定書作成費用
- ⑦相手方当事者または裁判所に提出する文書作成費用

【保険金お支払いの対象となる主な損害の想定例】

(1)対人賠償

- ①PTAが主催したバザーで販売した飲食物が原因で食中毒が発生した。
- ②PTAが主催したバザーで販売した飲食物の中に異物が混入していて、それにより口の中をケガした。等

被保険者(補償を受けることができる方)=熊本市PTA協議会加入の各単位PTA

【お支払いする保険金とお支払い方法】

●この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。

- ①法律上の損害賠償金 法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金(賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要です)
 - ②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等
 - ③緊急措置費用 被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等の緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用
 - ④損害防止軽減費用 被保険者が他人から損害賠償を受けることができる権利の保全・行使手続き、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、引受保険会社の同意を得て支出した必要または有益な費用
 - ⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たるため被保険者に協力を求めた場合において、被保険者が引受保険会社に協力するために支出した費用
 - ⑥訴訟対応費用(詳細は上記【生産物賠償責任保険の概要】をご覧ください)
- 保険金のお支払い方法は次のとおりです
- ・上記①の損害賠償金については、ご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。
 - ・上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります(支払限度額は適用されません。)。ただし、上記②の争訟費用については損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、支払限度額の損害賠償金に対する割合によつて削減してお支払いします。
 - ・上記⑥の費用については、その額・用途について社会通念上妥当な場合に、ご加入の支払限度額を限度に保険金をお支払いします。

【保険金をお支払いできない主な損害】

- ①ご契約者・被保険者の故意
- ②戦争、変乱、暴動、騒じよう、労働争議
- ③地震、噴火、洪水、津波または高潮
- ④被保険者と他人との間の特別の約定により加重された賠償責任
- ⑤核燃料物質(使用済燃料を含みます)や放射性同位元素またはこれらに汚染されたもの等の有害な特性・作用に起因する損害
- ⑥汚染物質の排出・流出・いっ出・漏出に起因する損害および汚染浄化費用(ただし、排出等が不測かつ突発的かつ急激で所定期間に内に発見・通知された場合の賠償責任を除きます。)
- ⑦石綿(代替物質も含みます)または石綿を含む製品の発がん性その他の有害な特性に起因する損害
- ⑧生産物自体の損壊・使用不能についての賠償責任
- ⑨被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造し、販売し、もしくは提供した生産物に起因する損害
- ⑩損害賠償請求訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合の損害 等

ご加入にあたってご注意いただきたいこと

<告知義務>

加入依頼書に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時にこれらの事項に正確にお答えいただく義務があります。これらが事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。(取扱代理店には、告知受領権があります。)

<通知義務>

ご加入後に加入依頼書に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合は、遅滞なくご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、ご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

<重大事由による解除について>

以下に該当する事由がある場合には、引受保険会社はご加入を解除することができます。この場合には、全部または一部の保険金をお支払できないことがありますので、ご注意ください。

- ・ご契約者、被保険者等が引受保険会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害等を生じさせた場合
- ・ご契約者、被保険者等が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ・この保険契約に基づく保険金の請求に関し、被保険者等に詐欺の行為があった場合

等

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約がある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合:他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合:損害額から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づき保険金をお支払いします。

<事故が発生したときのご注意>

保険事故または保険事故の原因となる偶然な事故が発生したときは、遅滞なく、事故発生の日時・場所、被害者の住所・氏名、事故状況、受けた損害賠償請求の内容その他必要事項について、書面で取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。ご連絡が遅れた場合には、保険金を減額してお支払いすることができますのでご注意ください。保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。

<示談交渉サービスは行いません>

この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動の担当部署からの助言に基づき、ご加入者(被保険者)ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただることになりますのでご了承ください。

なお、東京海上日動の同意を得ないで被保険者側で示談された場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

<保険金請求の際のご注意>

責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払できるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。

- ①被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

<代理店の業務>

東京海上日動代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。従いまして、東京海上日動代理店と有効に成立したご契約につきましては東京海上日動と直接契約されたものとなります。

<保険会社が経営破綻した場合等の取扱いについて>

引受保険会社が経営破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人、あるいは「小規模法人」(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限る))またはマンション管理組合である場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかる保険金については100%)まで補償されます。詳細につきましては取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。(※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。)

このパンフレットは、PTA賠償責任保険、生産物賠償責任保険の概要についてご説明したものです。
詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店または東京海上日動にお尋ねください。

ご加入を申し込まれる方と被保険者が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者にご説明いただけますようお願い申し上げます。
「※加入者証は発行されませんので、加入依頼書控等加入内容を記録したものをパンフレットとともに保険期間の終了時までご保管ください。」